



白糠町

新規就農者 支援制度

紫蘇香る町・白糠町では、町内で新たに農業を開始する方に対して、さまざまな助成金を支給しています。国の交付金に上乗せ支給いたしますので、余裕のあるスタートアップが可能です。道内トップクラスの支援内容で、あなたの新たなチャレンジを支援します。

鍛高譚のふるさと紫香舎の紫蘇畑

① 施設整備

農業経営に必要な下記施設整備に関して、実費負担額の 1/2、上限 500 万円まで助成。

- ◆ 農業用施設の建設・増改築費
例：牛舎、育苗施設、ビニールハウス
- ◆ 農業用機械購入費
例：トラクター、耕運機
- ◆ 家畜導入費
例：牛、馬、羊

② 農地取得・賃貸借料

<農地購入>
購入費の 1/2、上限 150 万円

<賃貸>
賃貸借料の 1/2、上限 30 万円/年
※最大 5 年間

③ 新規就農開始時

1 人あたり 100 万円/年を助成。
※最大 5 年間

国が交付する「農業次世代人材投資事業
(経営開始型)」に上乗せ

④ 家賃

新規就農開始日の翌月から家賃の 1/2、
上限 2 万円/月を助成。 ※最大 5 年間

⑤ 新規就農希望者 交通費助成事業

新規就農を希望する者が視察や農業体験
等を目的に来町した場合、道内 1 万円、
道外 2 万円を上限に助成。

⑥ その他

酪農で新規就農する場合、①～④に加え、
JA より最大合計約 1000 万円を支給。

お問い合わせ

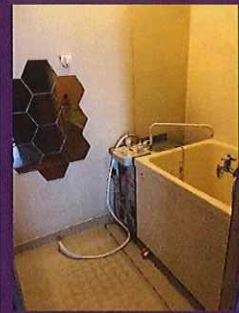
白糠町役場 経済部経済課 農政係
TEL 01547-2-2171 (内線 254)
FAX 01547-2-4659

〒088-0392
北海道白糠郡白糠町西 1 条南 1 丁目 1 番地 1
MAIL nousei@town.shiranuka.lg.jp

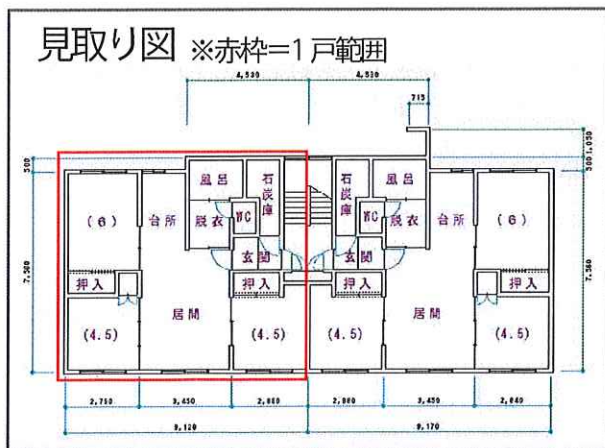




地域おこし協力隊員向け 町営住宅



3LDK
¥31,600
S
¥32,100



住宅はスーパーやコンビニ、郵便局などが集まる町の中心エリアからほど近い場所にあり、暖房・給湯設備はもちろん、駐車場も完備しています。

【町営住宅概要】

住宅名/橋北団地 2K-5棟、2K-6棟
所在地/白糠町西5条北1丁目2番地2
空き戸数/5棟・6棟で各3戸
定員/1戸当たり原則1人以上
月額使用料/2K-5棟…31,600円、2K-6棟…32,100円
駐車場/あり(無料)

お問い合わせ

白糠町役場 経済部経済課 農政係
TEL 01547-2-2171 (内線 254)
FAX 01547-2-4659

〒088-0392
北海道白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1
MAIL nousei@town.shiranuka.lg.jp



白糠 ちょっと 暮らし

首都圏&関西方面からの空路に加え、2つのICで道内各地へのアクセス便利な白糠町。ふるさと納税でも高い人気を誇る白糠の“食と食材”を楽しみながら、憧れの北海道暮らしをお試し体験できます。



対象

白糠町への移住を希望・検討している成人の方で、原則1組2名以上の親族に限ります。



住宅概要

日の出団地 3階建住宅の3階（白糠町東1条北7丁目3番地）・計4戸すべて3DK
※備品/テレビ・照明・家具・冷蔵庫・洗濯機・暖房機器・洗面台・ガス給湯器・食器類など



利用可能期間

通年利用可能・1回につき7日以上31日以内。

※空室の有無は、白糠町ホームページ「ちょっと暮らしについて」ページ内“空き室カレンダー”をご参照ください。



使用料

1週間（7日まで）	6,900円
2週間	13,800円
3週間	20,700円
1ヶ月（31日まで）	27,500円

※左記使用料には、ガス料金・電気料金・上下水道料金・NHK受信料・光回線使用料・暖房機器の燃料代・備え付け家財道具などの使用量を含みます（布団はご自身でご用意いただくか、リース利用が可能です）。

※別途共用管理費1,000円（使用期間不問）が必要です。



申込方法

白糠町ホームページより「ちょっと暮らし住宅使用許可申請書」をダウンロードして、必要事項をご記入のうえ、メール・FAX・郵送いずれかにてお送りください。

※電話による申し込みも可能ですが、受付後速やかに申込書をご提出ください。

お問い合わせ

白糠町役場 経済部 建設課 住宅管理係（内線285番）
〒088-0392 北海道白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1
URL <https://www.town.shiranuka.lg.jp/>

TEL 01547-2-2171

FAX 01547-2-4659

MAIL jyuutakukanri@town.shiranuka.lg.jp





白糠町

寄っしあか

知っしあか

白糠町に移住しませんか？

新築用地に
町有地を無償提供

新築住宅の
固定資産税を減額

太陽のまち定住奨励
助成金の支給

手厚い支援で子育ても安心！ “太陽の手” 子育て支援の5つの事業

出産祝い金の支給

18歳までの
医療費無料

保育料無料

学校給食費無料

新入学児童・生徒
入学支援金の支給

放課後に無料で
学習サポート

～食と食材のまち白糠町～
ふるさと納税

いくら、エンペラーサーモン、
ししゃも、毛がに
などなど大人気です！

町ホームページ

協力隊募集要綱

子育て支援内容



ふるさと納税 白糠町

検索

◇皆様のチャレンジを後押しするために地域おこし協力隊員等を募集しています◇

白糠町地域おこし協力隊員等募集概要

○ 募集資格

- 1 町内で新規就農にチャレンジするかた
- 2 性別／問いません
- 3 年齢／18歳以上で、就農時に49歳以下のかた
- 4 白糠町に住民票を異動し移住できるかた
- 5 普通自動車運転免許証を有しているかた
- 6 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しないかた

○ 委嘱形態【委託方式】

- 1 白糠町と研修に係る委託契約を締結し、この契約に基づいて新規就農に必要な研修を積んでいただきます（町と雇用関係は結びません）
- 2 研修時間は、月平均約147時間程度を基本とし、年間で1,764時間以上とします（繁忙期と閑散期で月ごとに調整も可能です）
- 3 研修日、研修時間及び研修内容は、ご自身で設定していただけます
- 4 研修場所は、受入農家等と協議の上、決定します

○ 委嘱期間

- 1 委嘱期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなります
- 2 次年度以降の委嘱については、研修状況や実績を勘案して、年度ごとに更新することができます（最大3年）
- 3 地域おこし協力隊員等としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります

○ 委託料

- 1 報酬／月額200,000円以上～300,000円以内（上記の範囲内で、年齢・学歴・前歴を考慮し決定いたします）
- 2 健康保険及び国民年金の保険料の1/2
- 3 農業研修に係る消耗品、視察研修に係る旅費等（上限金額の設定あり）

○ 町が負担する費用等

- 1 研修先のほ場整備費用
- 2 研修場所に移動する際の燃料費等
- 3 研修に必要な車両等や役場内で使用するパソコン（無償貸与）
- 4 研修中の負傷、疾病等の備えに対する損害保険料
※ 住居については、町営住宅等をあつ旋します

○ 応募方法

- 1 応募締切 令和4年10月31日(月)
※ 郵送の場合当日消印有効
- 2 提出書類
 - ① 履歴書(カラー写真付) 1部
 - ② 職務経歴書 1部
 - ③ 小論文(A4判800字程度) 1部
☆ 「農業」を題材に、白糠町でチャレンジする内容を中心にまとめてください
 - ④ 住民票 1部
☆ 提出書類は返却いたしませんのでご了承願います

～お申込み・お問合せ先～

〒088-0392

北海道白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1

白糠町経済部経済課農政係

TEL 01547-2-2171(254、258)

FAX 01547-2-4659

Eメール nousei@town.shiranuka.lg.jp